

ビザ申請者へのガイドライン(No.2)－日本国籍者以外の方へ

(VISA Guidelines No. 2 for Non-Japanese Nationals)

フィリピン入国のビザ申請は**必ず本人が来館して行なう**。旅行の目的に合った必要書類を提出。
書類は全て A4 サイズ用紙で英文のものを提出、日本語の書類にはすべてに英訳をつける。
すべての書類は原本とコピー1部をビザ課まで提出して下さい。

A. 観光ビザ取得に必要な書類

1. 写真 (3.5 x4.5cm) を貼り、正しく**英文**で記入したビザ申請書
2. パスポート (有効期限 : 6ヶ月以上+滞在日数)
写真のページ、日本入国管理局発行のビザと再入国許可のページのコピー (有効期限 : 4ヶ月以上)
3. 会社もしくは雇用主からの雇用証明書 (雇用開始日、役職、職種と給与を記載する)
経営者の場合は会社の登記簿謄本及び翻訳文
4. 学生の場合 : 在学証明書、有効な学生証
5. 無職及び学生 : 親もしくはスポンサーからの身元保証書 (ビザ課窓口で用紙配布)
及び、身元保証人の有効な身分証明書と経済能力を証明する書類 (コピー可)
6. 日本における在留資格が日本人の親族等の場合、配偶者や両親などの戸籍謄本 (英訳は大使館で照合)
7. 外国人登録証
8. 経済的能力を証明するもの (例 銀行からの残高証明書、銀行の預金通帳)
9. フィリピン友人宅などに滞在の場合 : フィリピンの公証役場で認証された滞在中の保証を含めた招待状
身元保証をしてくれる友人等の有効な身分証明書のコピー (パスポート、運転免許証など)
友人等が外国籍の場合、有効期限内のフィリピン共和国発行のビザのコピー
10. ホテル滞在の場合 : 旅行会社からのホテル予約証明書
11. フィリピンでの日程表 (滞在期間中の予定と行動などすべて記入)
12. 航空券のコピー1枚、又は旅行会社からの予約証明書 (フィリピンへの出発日はビザ発給日後に設定)

B. ビジネスビザ取得に必要な書類

*** 上記に加えて、以下の書類 (いずれも原本) が必要です。**

13. フィリピンにある受入先企業等からの招待状
旅行の目的・旅程・該当者全員の氏名、フィリピン国内の連絡先等明記
14. 日本にある雇用企業又は雇用主等からの推薦状。(宛先はフィリピン共和国大使館ビザ課)
該当者の雇用事実・派遣の事実・旅行にかかる全費用の保証等明記

重要事項

ビザ担当官が必要と判断したときは追加書類の提出を要請する場合があります。

ビザもしくは公証/Notation 料金はビザ申請受付後決定されます。

ビザ料金の支払いに対してビザ発給の保証はいたしません。支払い後返金は致しません。(電算機で印刷済みのもの)
ビザ発給はフィリピンへの入国を保証するものではありません。フィリピン入国の最終決定は全て法務省フィリピン入国管理局によります。このガイドラインは予告なしに変更されることがあります。

フィリピン共和国大使館 ビザ課 東京都港区六本木 5 - 15 - 5

FAX : 03 - 5562 - 1598

Email: visa@philembassy.net (英語のみ対応)

開館日 : 月曜日～木曜日 (金土日祝祭日は除く) 所要日数 : 申請後 5～7 営業日後 又はビザ課が個別に指示

受付 : 午前 9 : 00 - 12 : 00

発給 : 午後 1:30～3:00

(1 Apr 2009)